

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険運営協議会の組織）

第3条 国民健康保険運営協議会（第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

青梅市国民健康保険条例（抜粋）

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 4人
- （2） 保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人
- （3） 公益を代表する委員 4人
- （4） 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

青梅市国民健康保険運営協議会会議規則

(通則)

第1条 この市の国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議に関しては法令および条例等に規定されているもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の定足数)

第2条 協議会の会議は、委員定数の半数以上の出席があり、かつ、その出席委員中に被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員および公益を代表する委員各1名以上が出席していなければ、開会することができない。

(議長)

第3条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の公開)

第4条 会議は公開とする。

(開会等の告知)

第5条 開会、閉会および延会は、議長がこれを宣告する。

2 議長が開会を宣告しない前または閉会、延会もしくは休憩を宣告した後は、議事について発言することができない。

(延会)

第6条 出席委員が定足数に満たないとき、または会議中に退席者があつて、定足数を欠くに至ったときは、議長は延会する旨を宣告しなければならない。

(議事日程の通知)

第7条 会長は、会議の日時、場所、付議事件および順序を記載した議事日程を、会議開催の前3日までに委員および市長に送付しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(日程の変更等)

第8条 議長は、必要と認めるときは、議事日程を変更することができる。

2 委員から日程変更の動議が提出されたときは、議長は会議に諮りこれを決めなければならない。

3 議事日程に定めた日に、その記載事項の議事を開くことができなかつたとき、または会議が終らなかつたときは、議長は更に日程を定めなければならない。

(議題の宣告)

第9条 会議事項を議題とするときは、議長はその旨を宣告しなければならない。

2 議長が必要と認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、会議に諮りこれを決めなければならない。

(議案の提出)

第10条 委員は審議すべき事項について、議案を提出することができる。

2 前項の議案の提出は、書面でしなければならない。

(動議)

第11条 すべて動議は、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

2 議事日程に関する動議は、ただちに議題としなければならない。

(議案等の説明)

第12条 議長は、議題とした議案を説明させなければならない。

2 委員が提出した議案を議題としたときは、議長はその委員に提案理由を述べさせることができる。

(除斥)

第13条 委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に加わることができない。

(関係者の出席および資料等の提出)

第14条 議長は、議事に関し必要と認めるときは、市長、関係職員および議事事項の利害関係者に対して出席を求め、意見を述べさせまたは関係資料を提出させることができる。

(発言の許可)

第15条 発言しようとする者は、すべて議長の許可を受けなければならない。

(発言の制限)

第16条 発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項に違反すると認めるときは、その中止を命ずることができる。

(採決の宣言)

第17条 議長は、議事事項が採決するに熟したときは、採決に付する旨を宣告しなければならない。

(採決参加の義務)

第18条 採決宣言のとき議場にある委員は、採決に加わらなければならない。

2 採決には条件をつけることができない。

(採決の方法)

第19条 採決の方法は、挙手、記名および無記名投票の3種とし、議長が適宜にこれを選択する。ただし、異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮り、これを決めることができる。

(議決の方法)

第20条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 前項の場合においては、議長は委員として議決に加わることができない。

(品位の尊重)

第21条 委員は会議の秩序および品位を重んじなければならない。

2 委員が議事の途中において退席しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(会議中の秩序)

第22条 会議中はみだりに発言し、または騒いで議事の妨害となる行為をしてはならない。

(傍聴人)

第23条 傍聴人は、定められた以外の場所に立ち入ってはならない。

2 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長が取締りを要すると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

3 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

4 議長は前項の指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録の作成保存)

第24条 議長は書記に会議録を作成させ、これを保存させなければならない。

(記載事項)

第25条 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 開会、閉会および延会の年月日時刻
- (2) 出席および欠席委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者または協議会の要求により出頭した者の職氏名
- (4) 議事日程
- (5) 議長の報告した事項
- (6) 議題となつた動議とその提出者氏名
- (7) 会議に付した議案およびその内容
- (8) 会議の概要
- (9) その他議長または会議において必要と認めた事項

(会議録の署名)

第26条 会議録には、議長および会議において指名された2人以上の委員が署名しなければならない。

(疑義の解釈)

第27条 この規則に関し疑義がある場合は、会長がこれを決める。

2 前項の場合において異議があるときは、会議に諮つてこれを決める。

(必要事項の措置)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。